

資料

詠注 魏書刑罰志 (三) (未定稿)

内田智雄

高宗初、仍遵舊式、太安四年、始設酒禁、是時年穀屢登、士民多因酒致酗訟、或議主政、帝惡其若此、故一切禁之、釀沽飲皆斬之、吉凶賓親、則開禁有日程、增置内外候官、伺察諸曹外部州鎮、至有微服雜亂於府寺間、以求百官疵失、其所窮治、有司苦加訊惻、而多相誣逮、輒劾以不敬、諸司官贓二丈皆斬、又增律七十九章、門房之誅十有三、大辟三十五、刑六十二、和平末、冀州刺史源賀上言、自非大逆手殺人者、請原其命、詔守邊戍、詔從之、

△汲古閣本には「主」が「王」になっている。

高宗は初めのうちは旧来の法規を踏襲したが、太安四年に、始めて酒禁を設けた。当時、豊作がつづいて、役人や人民が酒の上で、いさかいをおこしたり、あるいは天子の政治を批判したりするものが多かった。高宗はこのようなありさまを憎んだ。そこで、一切これを禁じ、酒を造っても、売っても、また飲んで、みな斬刑に処した。慶弔で人をもてなす時には、酒禁を解いたが、日限があった。内外の伺察官を増置し、中央の諸官庁や、地方の州鎮を伺察させた。なかには、服装をかえて、官署の中にまぎれこんで、役人たちの疵失を探し出すものもあるようになった。その調べあげるに際しては、係りの役人は甚だしく苛酷な訊問を行ない、それからそれへと無実の罪で連累するものが多く、それを往々不敬罪で弾劾した。もろもろの官庁の役人は、賊、絹二丈でみな斬刑とした。また律七十九章、門房の誅十三条、大辟三十五条、徒刑六十二条を増加した。和平の末年、冀州の刺史の源賀が上奏していうのには、「大逆罪や、手づから人を殺したのでないものは、なにとぞその生命をたすけて、辺境守備に流謫せられるように」と。帝は詔してそ

a 高宗。(452—465)

文成帝のこと。名は濬、恭宗景穆帝の長子。幼少から聰明で、世祖太武帝は特に愛して左右においた。長ずるとともに風格卓越し、政治上の重大問題あることに、その可否の決定に参与し、正平二年(452)に即位し、和平六年に二十六歳で卒した。

b 太安四年。458。

帝紀によれば太安四年正月のことである。

c 門房の誅。

通鑑卷一三三の胡三省注には「門誅はその一門を誅し、房誅はその一房を誅す。時に河北の大族崔・李の如きは、子孫分派し、各々みずから房を爲す」とあるが、おそらくさきの門誅と同じであろう。訳注魏書刑罰志(四)、八四頁脚注参照。

d 和平。460—465 A. D.

e 源賀。

自ら河西王禿髮(鮮卑族の姓)儁檀の子と称していたが、のち世祖太武帝(424—462)に源という姓と、賀という名をあたえられた。世祖に登用せられて、爵、西平侯をうけ、龍驍將軍を加えられ、さらに平西將軍となった。涼州の征討に嚮導をなし、その平定に功があり、征西將軍に遷り、号を西平公といった。のちさらに軍功によって散騎常侍となり、殿中尚書を拝した。高宗即位ののち、功によって征北將軍に転じ、給事中を加えられ、爵、西平王に進んだ。当時、断獄が甚だしく紊乱していたので、その一策として、死刑を免じて辺境の守備兵たらしめんことを上奏して納められたこと上記の如くである。のち出でて征南將軍、冀州刺史となり、また隴西王に封ぜられ、太尉となった。太

れに従った。

和三年(479)、七十三歳で卒した(407—479)。

顯祖即位、除口誤、開酒禁、帝勤於治功、百寮内外、莫不震肅、及傳位高祖、猶躬覽萬機、刑政嚴明、顯拔清節、沙汰貪鄙、牧守之廉潔者、往往有聞焉、

顯祖が位について、口誤の律を除き、酒禁を解いた。帝は政治に精励したので、内外の百官もおそれつつしまないものがあった。高祖孝文帝に位をゆづったのちも、なお親しく万機をみそなわし、刑政は嚴明で、清節の士を拔擢し、財利をむさぼる役人を陶汰した。州郡の長官の廉潔なもので、世間に評判されるものが多くあらわれた。

延興四年、詔自非大逆干紀者、皆止其身、罷門房之誅、自獄付中書覆案、後頗上下法、遂罷之、獄有大疑、乃平議焉、先是諸曹奏事、多有疑請、又口傳詔敕、或

a 顯祖(465—471.)

獻文帝のこと。名は弘、高宗文成帝の長子。太安二年(456)に皇太子となり、聰明で済民の器があり、和平六年に即位し、皇興五年に孝文帝に位を譲り、承明元年(476)に二十三歳で卒した。

b 口誤の律。

唐律疏議職制律に、口頭で誤って宗廟の諱を犯したものは答五十、また上書や奏事の際に、誤ったことながら書奏したり面陳したりした場合には答四十と規定されている。ただし誤ったことを書奏したり面陳しても、事がらに支障を生じない場合は、罪には坐せないと注記されている。

c 高祖。(471—499.)

皇興元年(467)に生れ、三年に皇太子となり、五年に帝位についた。太和二十三年(499)、南征中に崩じた。三十三歳。

△宋明本には「其」が「具」になっている。

致矯擅、於是事無大小、皆令據律正名、不得疑奏、合則制可、失衷則彈詰之、盡從中墨詔、自是事成精詳、下莫敢相罔、

延興四年^aに詔して、大逆を犯し国憲を破つたもの以外は、罪をみな本人にとどめ、門房の誅をやめた。裁判が中書に廻付されて再審されるようになってからのち^b、往々にして法を自由に動かしたりしたので、そのため、この制度を廃止した。裁判に大きな疑問があれば、それを評議に付した。これよりさき、もろの役所からの上奏には、役人たちの定めがたいことがらについて天子の裁決を請う場合が多く、また口頭で詔勅を伝達する際に、詔勅を矯めてほしいままにすることがあった。そこで、事がらの大小にかかわらず、みな律によって罪名を明確に定め、疑わしいことがらについて裁決を求める上奏を許さないようにした。そして、律に合していれば、天子は制して可となし、當を失していれば、これを弾劾詰責した。またすべて、宮中から墨書の詔書を出すこととした。これからのち、ものごとはみな

a 延興四年。474 A. D.

b 裁判が中書に廻付されて再審されるようになってからのち。

さきに世祖の大平真君六年(485)の詔に、「もろもろの疑わしくて決めがたい裁判は、みな中書に廻付し、古えの經典の精神にのっとりて判決させた」とあるのをさしていう。同志社法学第六九号、訳注魏書刑罰志(一)八三頁参照。

詳密となり、役人たちはあえて上をあざむくことがなくなった。

顯祖末年、尤重刑罰、言及常用惻愴、每於獄案、必令覆鞠、諸有囚繫、或積年不斷、羣臣頗以爲言、帝曰、獄滯雖非治體、不猶愈乎倉卒而濫也、夫人幽苦則思善、故囹圄與福堂同居、朕欲其改悔、而加以輕恕耳、由是囚繫雖淹滯、而刑罰多得其所、又以赦令屢下、則狂愚多僥幸、故自延興、終於季年、不復下赦、理官鞠囚、杖限五十、而有司欲免之則以細捶、欲陷之則先大杖、民多不勝而誣引、或絕命於杖下、顯祖知其若此、乃爲之制、其捶用荆、平其節、訊囚者其本大三分、杖背者二分、撻脛者一分、拷悉依令、皆從於輕簡也、

△百衲本には「杖」が「秩」になっている。

顯祖の末年には、甚だ刑罰を慎重にし、話が刑罰のことにおよぶと、常にいたみ悲しんだ。そして判決案が上奏されるごとに、必ず再審させた。もろもろの未決で獄につながれているも

のに、なが年判決が下されない場合が、群臣の中には、そのことをとやかくいうものがかかりあった。帝がいうのには、「裁判が渋滞するのは、政治の正しいありかたではないが、いそいでやって、当を失するよりなおまさはいいないか。人間というものは、幽苦すれば善をおもうものである。だから牢獄と福堂とはひとつところにある。朕は、彼等が悔い改めることを望んで、軽くておもいやりのある処置を施そうとするものである」と。こういうわけで、未決で獄につながれることが長びいたけれども、刑罰は多く適正であった。また赦令がたびたび下ると、ものの道理をわきまえないやからは、これを僥倖とすることが多いので、それで延興になって以後、顯祖の末年にいたるまで、赦令を下さないことにした。取り調べの役人が囚人を訊問する場合、杖で打ちたたかす数は五十を限度とした。しかし役人が囚人をゆるしてやろうと思えば、細い杖を用い、罪におとしめようと思えば、先きに大きい杖で打った。民は多くの場合、その苦痛にたえず、ありもしない罪を認め、あるいは杖で打ちたたかれて絶命するものもあった。顯祖はそのような実情を知って、そこで次のような定めを作った。その杖は荆いばらをも

a 福堂。

吳越春秋句踐入臣外伝に「禍は徳の根たり、憂は福の堂たり」ということばがある。おそらくこれにもとづくことばであろう。

b それで延興になって以後、顯祖の末年にいたるまで。

顯祖は皇興五年(477)に高祖に位を譲っており、名目上、延興という年号は高祖のそれであるが、顯祖は讓位のうち、承明元年(476)死に到るまで政治を統覧したので、「顯祖の末年」といっても、実際には延興の末年までを指している。下文本文に、改めて「高祖馭宇」と書き出しているのも、そのことを物語っている。

ちい、その節を平らかにし、囚人を訊問する杖は、その手もとは太き三分。背なかを打つものは太き二分、脛すねを打つものは太き一分とし、打ちたたいて取り調べる場合は、すべて令の定めに従って行なわせた。それらはみな取調べの杖を軽やかにし少くすることをむねとしたものである。

c その手もとは太き三分。
「その手もとは太き三分」というのは、すぐ下文に、「背なかを打つものは太き二分、脛を打つものは太き一分」とあるところをみると、臀部などを打つ杖の太さをいうものではないかとおもわれる。

高祖馭宇、留心刑法、故事斬者皆裸形伏質、入死者絞、雖有律、未之行也、太和元年、詔曰、刑法所以禁暴息姦、絶其命不在裸形、其參詳舊典、務從寬仁、司徒元丕等奏言、聖心垂仁恕之惠、使受戮者免裸骸之恥、普天感德、莫不幸甚、臣等謹議、大逆及賊、各棄市祖斬、盜及吏受賂、各絞刑陪諸甸師、又詔曰、民由化穆、非嚴刑所制、防之雖峻、陷者深甚、今犯法至死、同入斬刑、去衣裸體、男女媿見、豈齊之以法、示之以禮者也、今具爲之制、

高祖が政治を行なうようになって、刑罰法律に意を用いた。

従来の慣例では、「斬」の刑になるものは、みな裸体にして台の上に伏せさせた。また「死」の刑になるものは、絞り首にならうという事は、律の規定としてはあつたが、いまだ行なわれてはゐなかつた。太和元年に詔してゐるには、「刑法は暴逆を禁じ姦悪をやめさすためのもので、その生命を絶つのに、裸体にする必要はない。それ、旧来の法典をよく調べて、できるだけ寛仁を旨とせよ」と。司徒の元丕げんひが上奏してゐるには、「天子の大御心は仁恕の恵みをたれさせられ、刑戮を受けるものが裸体になる辱しめをまぬがれるようにされる。天下ひとしく高德に感銘し、幸甚としないものはない。私たち臣下は、謹んで相はかつたところ、大逆と賊とは、それぞれ棄市とし、袒はだぬぎして斬し、盗人や、役人で賄賂を受けたものは、それぞれ絞刑とし、これを甸師じふのところで殺すこととしたい」と。そこでまた、天子は詔してゐるには、「民は徳化によるものであつて、嚴刑の制御し得るところではない。犯罪を防止することが峻厳であつても、罪におちいるものはいよいよ多い。いま、法を犯して死刑になるものは、みなひとしく斬刑に入れており、

a 「斬」の刑になるものは、…律の規定としてはあつたが。

ここに「斬」の刑になるものは、…といひ、また、「死」の刑になるものは、…といひ、また、世祖が大辟を分けて、「死」刑と「斬」刑との二種類に分けたことをさしてゐる。また「死」の刑になるものは、絞り首になるというのも、世祖の時に規定せられた律である。同志社法学第六九号、訳注魏書刑罰志(一)七八頁参照。

b 太和元年。477 A. D.
c 司徒。

訳注魏書刑罰志(一)、同志社法学第六九〇号、七八頁脚注c参照。

d 元丕
樂平王丕のこと。太宗明元帝の子。年少くして才幹があり、太宗は特に丕を優異した。泰常七年(422)に車騎將軍となり、軍功や上疏の功があつたが、事に坐して憂をもつて卒した。諡して戾王といふ。

e 大逆と賊。

大逆とは臣子の義にそむくこと、賊とは人を殺傷すること。なお大逆については、訳注晉書刑法志(九)九七頁、脚注j、賊については同訳注(一)、一一二頁、一一五頁等参照。

f 甸師。

甸師は周礼に見える官で、郊野を管理することを職掌とするが、この場合、田野など人の目につかぬところで殺すことをいふのであろう。

またその際、衣服をとり去って裸体となし、男も女も、みだらがましくその身体を露出させている。^gこれがどうしてこれを斉えるに法をもつてし、これに示すに礼をもつてすというものであろうか。^hいま、つぶさにその制を定めよ」と。

三年下詔曰、治因政寛、弊由網密、今候職千數、姦巧弄威、重罪受賅不列、細過吹毛而舉、其一切罷之、

於是更置謹直者數百人、以防誼鬪於街術、吏民安其職業、先是以律令不具、姦吏用法、致有輕重、詔中書令高閭、集中祕官等、修改舊文、隨例增減、又勅羣官、參議厥衷、經御刊定、五年冬訖、凡八百三十二章、門房之誅十有六、大辟之罪二百三十五、刑三百七十七、除羣行剽劫首謀門誅律、重者止鼻首、時法官及州郡縣、不能以情折獄、乃爲重枷、大幾圍、復以縋石、懸於囚頸、傷內至骨、更使壯卒迭搏之、囚率不堪、因以誣服、吏持此以爲能、帝聞而傷之、乃制非大逆有明證而不款

^g男も女も、みだらがましくその身体を露出させている。本文の「媿見」という語を、一応上記のように訳しておいたが、あるいは男女がそれを見ることを意味するかも知れない。

^hこれを斉えるに法をもつてし、これに示すに礼をもつてすというものであろうか。

このことば、論語為政篇の「これを導くに徳をもつてし、これを斉ふるに礼をもつてすれば、恥ずるありてかつ格し。これを導くに政をもつてし、これを斉ふるに刑をもつてすれば、民、免れて恥ずるなし」とあるのを、もちつて上記のようにいったものであろう。

辟者、不得大枷、律枉法十匹、義賊二百匹大辟、至八年、始班祿制、更定義賊一匹、枉法無多少皆死、是秋遣使者、巡行天下、糾守宰之不法、坐賊死者四十餘人、食祿者跼蹐、賅謁之路殆絕、帝哀矜庶獄、至於奏讞、率從降恕、全命徙邊、歲以千計、京師決死獄、歲竟不過五十、州鎮亦簡、

△百納本・宋明本・南監本・汲古閣本には「十」が「六」になっている。

三年^aに詔を下していうのには、「国が治まるのは、政治が寛仁であることにより、また国が乱れるのは、法網が細密であることによるものである。いま、伺察の官は干をもって教え、その悪がしこいやからはその威権をもてあそび、重罪でも賄賂をうければ摘発せず、わずかな過ちでも、毛を吹いて傷を求めると探し出している。これらのものを一切廃止せよ」と。そこであらためて、謹直なもの数百人をおいて、巷をみまわり、喧嘩のおこるのを防いだ。それで、役人も庶民も安んじてその職業に従事することができた。これよりさき、律令が完備していなかったので、姦吏は法を運用するにあたって、罪を軽くし

a 三年。

太和三年、479 A. D.

たり重くしたりすることがあった。そこで、中書令の高閭に詔して、中書・秘書の役人等を集めて、旧来の律令を改修し、事例ごとに増減させた。また群官に勅して、その中正を得ているかどうかを論議させ、天子自らの刊定を経て、五年の冬に完了した。全部で八百三十二章で、門房の誅が十六、大辟の罪が二百三十五、徒刑が三百七十七あって、群行剽劫の首謀者は、門誅にするという律を除いて、その罪の重いものでも梟首にとどめた。時に、裁判官や州郡や県の役人たちは、実情にもとづいて裁判をすることができなかつた。それで、重い枷かせを作り、その大きさが殆んどひとかかえもあった。また、繩につるした石を囚人の首にかけ、そのため、傷がくいいて骨にまで達した。そのうえ、屈強な下役人にかわりがわり打たせた。囚人は、たいていその苦しさに堪えかねて、そのため、ありもしない罪を認めた。役人は、このようなやりかたをもって自ら有能と考えた。天子はこれをきいていたましく思い、そこで制して、大逆の罪で、明らかな証拠がありながら、しかもその罪に服しないかぎり、大きな枷を施し得ないこととした。律に「枉法は十四、義賊は二百匹で大辟」とあったが、八年になって、始めて禄

b 中書令。
中書省の長官。

c 高閭。

字は閭士、漁陽雍奴の人。もとの名を驢といたったが、司徒の崔浩がその奇才を知って閭と改名させた。真君九年(448)に中書博士となり、和平(460-465)の末年に中書侍郎に遷り、承明(476)の初に中書令となり、給事中を加えられ、国家の機密に参じた。当時の詔令書檄賛頌の類は、みな閭の手になるもので、のち太常卿となり、景明三年(502)に卒した。

d 中書。

中書省のこと。

e 秘書。

宮中の典籍図書記録などを掌る役署。

f 五年。

太和五年、481 A. D.

g 徒刑。

資治通鑑一百三十五は「雜刑」に作っている。

h 全部で八百三十二章で。

通典(一百六十四)もまた八百三十二章としているが、唐六典注は八百三十三章としている。そしてこの条数と、下に記する門誅・大辟・徒刑などの条数の合計と合しないことは、さきに記したとおりである。

i 義賊は二百匹。

なお通典百六十四、および資治通鑑卷百三十六は、ともに「義賊二十四」に作っている。

j 八年。

太和八年、484 A. D.

制を公布し、^kあらためて義賊は一匹、枉法は多少にかかわらずみな死罪と定めた。この年の秋、使者をつかわして天下を巡行させ、地方の長官たちの不法を糾察させた。その結果、賊の罪で死刑となったものが四十余人あり、禄をはむ役人たちはちぢみあがって、賄賂でものごとを頼みこむということが殆んど行なわれなくなった。天子は、もろもろの裁判事件をあわれみかなしみ、天子に上奏して伺いをたてることになると、おおむね罪を減じゆるすことにした。それで、生命をまっとうして辺境に遷されるものが、毎年千人をもつて数えるほどであった。京師で死刑の判決を下すことが、一年間に五十件¹にすぎなくなり、地方の州や鎮などのそれもまたすくなくなった。

十一年春詔曰、三千之罪、莫大於不孝、而律不遜父母、罪止髡刑、於理未衷、可更詳改、又詔曰、前命公卿、論定刑典、而門房之誅、猶在律策、違失周書父子異罪、推古求情、意甚無取、可更議之、刪除繁酷、秋八月詔曰、律文、刑限三年、便入極黜[△]、坐無太半之校、

^k始めて禄制を公布し。

高祖紀太和八年六月の詔によると、周礼の食禄の典や、兩漢の受俸の秩にならって始めて俸禄を班つとある。後魏は高祖になって始めてこの制度を施行したのであって、施行後、賊は嚴罰をもつてのぞむこととした。

¹五十件。

百衲本・宋明本等によれば「五・六件」ということになるが、いまは殿板に従っておいた。

△百衲本は「黜」の字に作り、南監本には「黜」の下に「音密」と注がある。

罪有死生之殊、可詳案律條、諸有此類、更一刊定、冬十月復詔公卿、令參議之、

十一年の春、詔していうのには、「三千の罪のうちで、不孝より大きな罪はない。しかるに律によると、父母にしたが遵わないものは、その罪の最高は髡刑にとどめている。これは、道理にかなっていない。さらに吟味改正するがよい」と。また詔していうのは、「さきに、公卿に命じて刑典を論じ定めさせたが、門房の誅は、なお依然として律書に存在しており、周書に、父と子は罪を異にすとある精神にもとっている。古のことをおしはかりその精神をたずねてみると、自分の心として甚だとりがたいところである。あらためてこのことを論議して、わずらわしくてきびしい刑を除き去るがよい」と。秋、八月に詔して、「律文では、徒刑は最高三年で、それ以上の罪は、ただちに死刑にされる。犯した罪に大した相違はないのに、刑罰には生死の別がある。律の条文をよく調べて、すべてそのようなものは、あらためてことごとく改定せよ」といった。冬、十月に、ふたたび公卿に詔して、このことを協議せしめた。

a 十一年。

太和十一年、487 A. D.

b 三千の罪のうちで、不孝より大きな罪はない。

孝經五刑章に「子曰く、五刑の属三千、而して罪、不孝より大なるは莫し」とあるにもとづくことば。

c、周書に、父と子は罪を異にすとある。

「父子異罪」ということばは、今の周書には見出しがたい。左伝昭公二十年に、「康誥にありて曰く、父子兄弟は、罪あい及ばず」とあり、あるいはこれにもとづくことばかと思われるが、このことばも、今の康誥にはない。